令和5年度 先導的官民連携支援事業（第2次）について

別紙1　国土交通省

目　的

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、次の（イ）又は（ロ）に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

（イ） 事業手法検討支援型 ： 先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
（ロ） 情報整備支援型 ： 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

「先導的な官民連携事業」とは、
- 事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等にモデル性があるもの
- 実施主体内のノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含むなど調査の進め方にモデル性があるもの　　等を指します。

（イ）事業手法検討支援型の中に、中小規模団体枠（人口20万人未満の市町村を想定）を設けて、次の①～③を行う事業の実施に向けた検討のための調査費用を支援します。

①既存公共施設やインフラの集約・再編　　②既存公共施設やインフラの運営の広域化・バンドリング
③既存公共施設の更新とその際の収益事業の導入　　を行う事業の実施に向けた検討のための調査費用を支援します。

対象事業

国土交通省の所管する分野の事業であって、事業の段階に係る要件、官民連携事業のスキームに係る要件、重点推進分野に係る要件、調査開始以降の実施・協力体制に係る要件を満たすものとします。（募集要領2．7を参照してください。）

補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は2,000万円です。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1／2、上限1,000万円とします(※)。　※交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整させていただくことがあります。

応募受付期間

令和5年4月17日（月）10:00 ～ 5月23日（火）17:00

なお、応募に際しては、調査内容が本事業の趣旨・要件に沿っているか等を確認していただくため、事前に御相談いただくことをお勧めします。

相談先：国土交通省総合政策局社会資本整備政策課　岩瀬、前川、夜久
TEL：03-5253-8111（内線24224、24218、24226）　電子メール：hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp
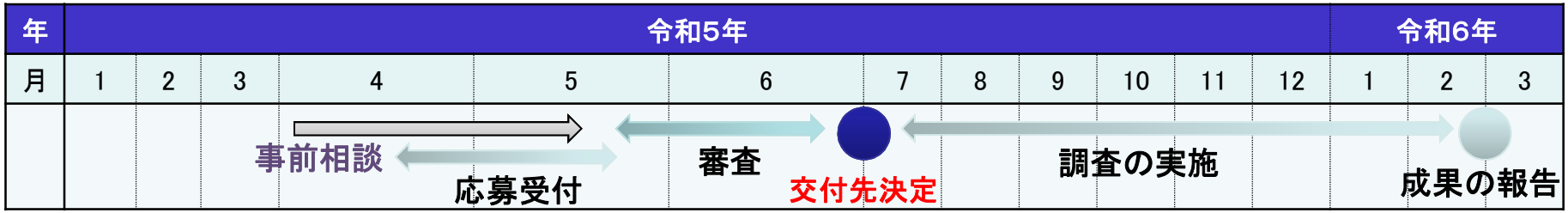
スケジュール（予定）